総括文書（本部及び支部分）の要旨	
［１・２　略］	
３　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出総額	5,369,515,116
政党交付金・支部政党交付金支出充当額総額	4,613,191,360
［略］	
４　政党基金・支部基金積立総額（果実を含む。）	131,562,366
５　本年末等政党基金・支部基金残高	322,725,157
６　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出の内訳	
［略］	
政治活動費	2,994,064,437
［略］	
機関紙誌の発行その他の事業費	1,361,186,606
［略］	
宣伝事業費	1,289,788,507
［略］	
合　　計	5,369,515,116
７　政党基金・支部基金の内訳	
［略］	
積立額	131,555,258
［略］	
［略］	
本年末等残高	322,725,157

総括文書（本部及び支部分）の要旨	
［１・２　同左］	
３　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出総額	5,369,543,815
政党交付金・支部政党交付金支出充当額総額	4,613,220,059
［同左］	
４　政党基金・支部基金積立総額（果実を含む。）	131,533,667
５　本年末等政党基金・支部基金残高	322,696,458
６　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出の内訳	
［同左］	
政治活動費	2,994,093,136
［同左］	
機関紙誌の発行その他の事業費	1,361,215,305
［同左］	
宣伝事業費	1,289,817,206
［同左］	
合　　計	5,369,543,815
７　政党基金・支部基金の内訳	
［同左］	
積立額	131,526,559
［同左］	
［同左］	
本年末等残高	322,696,458

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○**総務省告示第三百七十三号**

政党助成法（平成六年法律第五号。以下「法」という。）第六条第二項において準用する法第五条第二項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の令和七年七月二十九日を基準日とする届出事項の異動の届出があったので、法第六条第二項において準用する法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十月二日

総務大臣　藤井比早之

政党の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
立憲民主党	支部の数	三六二	三六三	届出年月日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三六二	三六三	令和八年六月十日